



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
信濃毎日新聞社松本本社  
松本市中央2-20-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
信濃毎日新聞株式会社  
代表取締役社長 小坂 壮太郎  
長野市大字南長野字南泉町657
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
信濃毎日新聞株式会社  
代表取締役社長 小坂 壮太郎  
長野市大字南長野字南泉町657 ほか
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年5月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,431平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 228台
  - (2) 駐輪場の収容台数 45台
  - (3) 荷さばき施設の面積 81平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 12立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズタウン若里  
長野市若里3-22-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
京阪神ビルディング株式会社  
大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
信濃毎日新聞株式会社	午前9時	午後8時
未定	午前9時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	時間帯
1	午前7時30分から午後11時まで
2	午前7時30分から午後10時30分まで
3	午前7時30分から午後11時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

時間帯
午前8時から午後9時まで

- 8 届出年月日  
平成29年8月31日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課
- 10 縦覧の期間  
平成29年9月14日から平成30年1月15日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)北越ケーズ	山本 邦彦	新潟県新潟市東区河渡庚135-1
(株)原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18-2
(株)コダマ	児玉 勇雄	新潟県新潟市西区大野町3269
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
(株)ライトオン	藤原 正博	茨城県つくば市吾妻1-11-1
(株)エフコーポレーション	別所 秀一郎	長野市平林398-1
(株)マルシェ	玉虫 俊夫	東京都中央区日本橋堀留町2-3-8
(株)ミヤガワ	宮川 昌之	長野市大字高田字高田1735-5
(有)オリジナル	中澤 澄夫	岐阜県高山市上岡本町3-376

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池8-16-17
(株)原信	原 和彦	新潟県長岡市中興野18-2
(株)ココカラファイン	塚本 厚志	神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6
(株)あかのれん	伊藤 亨司	愛知県名古屋市南区明治1-4-21
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外淵2-38
(株)ハニーズ	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
(株)ライトオン	横内 達治	茨城県つくば市吾妻1-11-1
(株)エフコーポレーション	別所 秀一郎	長野市吉田5-9-19
マルシェガーデン(株)	奥下 衛	東京都千代田区四番町4-9
(株)ミヤガワ	宮川 保夫	長野市南高田1735-5

## 4 変更した年月日

平成25年6月19日

## 5 届出年月日

平成29年7月25日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成29年9月14日から平成30年1月15日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月14日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高井富士ショッピングセンター

中野市大字江部字松ノ木1236-3ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

## 3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(株)綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205
(有)もへじや製菓	森山 直人	山ノ内町平穩2303
(株)タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
(有)マルヤマ化粧品	丸山 省二	中野市中央4-2-5

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(株)綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205
(有)もへじや製菓	森山 直人	山ノ内町平穩2303
(株)タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
(有)マルヤマ化粧品	丸山 省二	中野市中央4-2-5
(株)ワッツ東日本販売	宮川 政昭	東京都北区赤羽2-51-3

## 4 変更した年月日

平成28年7月9日

## 5 届出年月日

平成29年8月29日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成29年9月14日から平成30年1月15日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高井富士ショッピングセンター

中野市大字江部字松ノ木1236-3ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

## 3 変更しようとする事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	181台	179台
2	39台	32台
3	37台	39台
4	88台	150台
5	135台	—
6	30台	—
合計	510台	400台

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

## (2) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
㈱綿半ホームエイド	午前9時	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
㈱綿半ホームエイド	午前9時	午後9時
㈱ワッツ東日本販売	午前9時	午後8時

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	9	9
出口	9	9
合計	18	18

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

## 4 変更する年月日

(1) 平成30年4月30日

(2)、(3) 平成29年10月1日

## 5 届出年月日

平成29年8月29日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成29年9月14日から平成30年1月15日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。  
平成29年9月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験日時  
平成29年11月10日(金) 午前10時から正午まで
- 2 試験場所  
安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂
- 3 試験科目  
筆記により、次の科目について行います。  
(1) 砂利の採取に関する法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 出題形式  
出題数は、法令問題10問(全問必須問題)、技術問題15問(7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題)とします。
- 5 受験手続  
(1) 提出書類  
ア 受験願書  
イ 写真(手札形(縦8cm×横6cm)とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの)  
(2) 受験手数料  
受験手数料(8,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印はしないでください。)納付してください。  
(3) 受付期間  
平成29年10月5日(木)から10月20日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで(郵送による場合は、平成29年10月20日までの消印のあるもの限り受け付けます。)  
(4) 受付場所  
長野県建設部河川課(県庁専用郵便番号 380-8570)
- 6 合格発表  
平成29年12月1日以降に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示します。
- 7 合格基準  
法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点で、法令問題、技術問題と合わせて200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題合わせて130点以上かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とします。
- 8 その他  
(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所において交付します。  
(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課(電話 026-235-7308)までお願いします。  
(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。  
平成29年9月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
松本都市計画地区計画 村井町南地区地区計画
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

公告

信濃町野尻土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。  
平成29年9月14日

長野県長野地域振興局長 塩谷 幸隆

理事

新任

氏名	住所
池田 富幸	上水内郡信濃町大字野尻635番地1
酒井 亨	上水内郡信濃町大字野尻910番地
井澤 久夫	上水内郡信濃町大字野尻704番地8
駒村 政彦	上水内郡信濃町大字野尻616番地
石田 茂	上水内郡信濃町大字野尻662番地
篠崎 邦夫	上水内郡信濃町大字柏原1217番地1
佐藤 重雄	上水内郡信濃町大字野尻1621番地
松木 正次	上水内郡信濃町大字野尻2049番地

重任

氏名	住所
池田 和雄	上水内郡信濃町大字野尻339番地

退任

氏名	住所
酒井 秀夫	上水内郡信濃町大字野尻630番地1
松木 秀昭	上水内郡信濃町大字野尻2115番地2
藤間 末治	上水内郡信濃町大字野尻1647番地
池田 洋一	上水内郡信濃町大字野尻664番地2
松木 義男	上水内郡信濃町大字野尻715番地3
山下 敏博	上水内郡信濃町大字野尻308番地3
畑山 紘朔	上水内郡信濃町大字柏原1226番地20
佐藤 俊治	上水内郡信濃町大字野尻1096番地1

監事

新任

氏名	住所
松木 秀昭	上水内郡信濃町大字野尻2115番地2
酒井 秀夫	上水内郡信濃町大字野尻630番地1

重任

氏名	住所
松木 秀雄	上水内郡信濃町大字野尻295番地2

退任

氏名	住所
----	----

酒井隆夫 上水内郡信濃町大字野尻1596番地  
松木重樹 上水内郡信濃町大字野尻2030番地3

## 農地整備課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成29年9月14日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

- 1 指定番号 佐久第364号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成29年8月16日
- 4 指定道路の位置 佐久市伴野字大長田1910-1、1907-3の一部
- 5 指定道路の延長 78.03メートル
- 6 指定道路の幅員 4.75~4.82メートル

## 建築住宅課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成29年9月14日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

- 1 指定番号 松本第331号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成29年8月8日
- 4 指定道路の位置 安曇野市穂高993-1
- 5 指定道路の延長 40.87メートル
- 6 指定道路の幅員 6.05メートル

## 建築住宅課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成29年9月14日

長野県大町建設事務所長 清水孝二

- 1 指定番号 大町第376号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成29年8月25日
- 4 指定道路の位置 北安曇郡池田町大字会染3495-4、3506-5、3506-6、3515-3、3515-8、3515-9
- 5 指定道路の延長 35.00メートル
- 6 指定道路の幅員 4.00メートル

## 建築住宅課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成29年9月14日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

- 1 指定番号 北信第180号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成29年8月23日
- 4 指定道路の位置 中野市大字若宮字宮下堰添171-13
- 5 指定道路の延長 34.97メートル
- 6 指定道路の幅員 4.30メートル

## 建築住宅課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年9月14日

長野県工科短期大学校長 岡本正行

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
マイクロコンピュータ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県工科短期大学  
(2) 所在地 長野県上田市下之郷813-8
- 3 落札者を決定した日  
平成29年8月9日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 NTTファイナンス株式会社長野支店  
(2) 所在地 長野県長野市中御所1丁目16番18号
- 5 落札金額  
1月当たりの賃借額 497,448円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成29年6月26日

## 人材育成課